

# 令和2年度復興庁政策評価書(事後評価)

(復興庁R2-①)

施策名	復興交付金制度に係る施策の推進					
施策の概要	東日本大震災により著しい被害を受けた地域において、災害復旧だけでは対応が困難な市街地の再生等の復興地域づくりに必要となる5省40事業を一括化し、一本の復興交付金事業計画で申請・採択し、復興交付金を交付する。					
達成すべき目標	東日本大震災により相当数の住宅、公共施設、その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために、復興交付金の交付により、実施する必要のある事業を実施する。					
施策の予算額・執行額等	区分	30年度	元年度	2年度	3年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	80,466	57,346	11,275	/
		補正予算(b)		15,300	▲ 8,247	
		繰越し等(c)	1,819	26,547	8,497	
		合計(a+b+c)	82,285	99,193	11,525	
執行額(百万円)	82,148	99,186	2,002			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～(令和2年7月17日閣議決定)第2章の3(1)</li> <li>・第201回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(令和2年1月20日)二 復興五輪</li> <li>・復興特別区域基本方針(平成31年3月29日閣議決定(改定))第1の3、第4の3等</li> <li>・平成28年度以降の復旧・復興事業について(平成27年6月24日復興推進会議決定)</li> </ul>					

測定指標	復興交付金配分計画の作成	/	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度において、合計3回にわたり、延べ16市町村について配分計画を作成。</li> <li>・令和2年度の合計配分額:事業費26億円(国費20億円)</li> <li>・令和2年度の復興交付金事業計画数:14</li> </ul>	各年度 被災地方公共団体ごとに異なる個別の復興の現状と要望を踏まえ、適時適切に実施	達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 被災地方公共団体ごとに異なる個別の復興の現状と要望を踏まえ、令和2年度において、合計3回にわたり、延べ16市町村について配分計画を作成しており、「目標達成」しているものと判断した。
	施策の分析	被災地方公共団体は本事業を活用し、著しい被害を受けた地域の復興地域づくりに取り組み、被災地方公共団体からのニーズも高い事業。 令和2年度において、合計3回にわたり、延べ16市町村について配分計画を作成して事業費26億円(国費20億円)を配分。復興事業の進捗・完了に伴い配分規模が縮小。 なお、復興交付金事業計画に基づき各被災地方公共団体を実施する事業の実施状況に関する調査・分析及び評価は、事業計画完了後に各被災地方公共団体において実施される必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	復興庁設置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第46号)の成立により、復興交付金制度は令和2年度をもって廃止された。

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	復興庁「復興交付金制度」(復興庁ホームページ) <a href="http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-14/index.html">http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-14/index.html</a>
---------------------------	--

担当部局名	交付金班	作成責任者名	参事官 杉山 真	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------	--------	----------	----------	--------